

住まいの エンディングノート



燕市

～ 目次 ～

振り返りと整理

私について	P2
お家について	P2
お家のこと～思い出編～	P3
お家のこと～現在編～	P3
お家のこと～未来編～	P4
お家のこと～あなたの思い編～	P4

現状の把握

お家のこと～費用編～	P5
賃貸する場合	P5
空き家として売却する場合	P6
解体する場合	P6

話し合い

ご家族の気持ち	P7
お家のこと～共有編～	P8
家系図	P9

相談

燕市 空き家・空き地活用バンク	P10
-----------------------	-----



私について

名 前

生年月日

出生場所

本 籍

現 住 所

電話番号

お家について

住 所

建 築 年

土地面積

延床面積

建設会社

建設費用

増築有無

お家のこと ～思い出編～

いつ、誰が建てましたか？

どんな想いで建てましたか？

地鎮祭や引渡しの日のお天気やあなたの気持ち、ご家族の様子を覚えていますか？

数あるこのお家での思い出のうち、心に残っている出来事を記してみましょう！

お家のこと ～現在編～

現在、誰が住んでいますか？

ご家族で集まる機会は年に何回ありますか？どんなときに集まりますか？

最近1～2年のこのお家で起きたスクープや印象的な出来事がありますか？

このお家の自慢やこだわりのポイントはどこですか？それはなぜですか？

お家のこと ～未来編～

あなたはこのお家にいつまで住みたいですか？

この先、お家をどうしたいですか？

- ・子どもに住んでほしい
- ・誰か（親族以外）に活用してほしい
- ・賃貸して家賃収入を得たい
- ・親族に住んでほしい
- ・お店や施設として活用してほしい
- ・解体したい
- ・その他

お家のこと ～あなたの思い編～

所有者である「あなた」が思う、〈このお家の未来はどうあってほしいのか〉を考えましょう！自由に、思うままに、理想や夢でも良いです。
このお家の未来を想像してみましょう！

お家のこと ～費用編～



住宅をそのまま放置すると・・・

- ・空き家問題へ発展
- ・不動産価値の低下
- ・固定資産税の支払い など

“あなた”にとっても“相続する人”にとっても、メリットがありません。

空き家になる可能性があるとしたら？

相続しないと言われたら？

“もしも”を想定して、事前に準備をしましょう。

固定資産税 _____ + 相続登記費用 _____

■ 空き家の相続等の権利関係についてのご相談

新潟県司法書士会 選任司法書士 TEL：0256-63-4984

賃貸する場合



家賃収入 _____

改修費

その他、改修が必要だと思う箇所

水道 トイレ お風呂 () () ()

_____ + _____ + _____ + _____ + _____ + _____

= 合計 _____ + 仲介業者を入れた際の手数料 + 固定資産税

■ リフォーム、改修工事についてのご相談

燕市建設業協同組合 TEL：0256-63-6016

■ 賃貸物件として情報掲載の際はこちら

新潟県宅地建物取引業協会 西蒲・燕支部 TEL：0256-66-2360

燕市 空き家等対策推進室 TEL：0256-77-8264

空き家として売却する場合



査定価格_____

希望価格_____

+ 仲介業者を入れた際の手数料

+ その他手続き関連

■ まずは、住宅の価格を査定してみましょう！

新潟県宅地建物取引業協会 西蒲・燕支部 TEL：0256-66-2360

■ 売却物件として情報掲載の際はこちら

新潟県宅地建物取引業協会 西蒲・燕支部 TEL：0256-66-2360

燕市 空き家等対策推進室 TEL：0256-77-8264

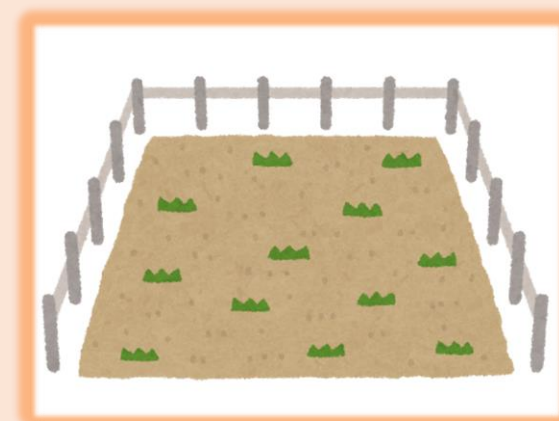
解体する場合



希望価格_____

+ 不動産屋仲介として入れた際の手数料

解体費_____ + 維持管理費 + 固定資産税



■ 解体見積、無料で作成します。

燕市建設業協同組合 TEL：0256-63-6016

■ 解体後、土地売買までの管理について

燕市シルバー人材センター TEL：0256-64-2483

■ 売却物件として情報掲載の際はこちら

新潟県宅地建物取引業協会 西蒲・燕支部 TEL：0256-66-2360

燕市 空き家等対策推進室 TEL：0256-77-8264

記入した本冊子を囲んで、ご家族とお家の思い出を共有しましょう！
そして、お家を相続する方に、意思確認をしてみましょう。
大切な、思い出の詰まったお家だからこそ、最後まで家族みんなで責任を持てるよう、お話し合いの機会を設けることをお勧めします。

ご家族の気持ち

相続予定の方は、同意していますか？

はい / いいえ

相続されたあと、どのように活用しますか？

- ・ご家族で住む
- ・賃貸物件（住宅）として貸し出したい
- ・賃貸物件（お店や施設）として貸し出したい
- ・売却する
- ・解体する
- ・その他

相続に同意されない場合、どのような対策をしますか？

- ・空き家として売却する
- ・解体後売却する
- ・その他

その他、ご家族の想いを記録しましょう。

お家のこと ～共有編～

お家を売却、解体、賃貸しようとしたとき、なにか伝えておきたいことはありませんか？

例えば…農地がある、長屋で隣の家とつながっているため解体できない、接道が狭い（再建築は難しい）、敷地内にお墓がある、などなど・・・

あなたのお家ならではの特有の事柄、後々問題になりそうなこと、伝えておきたいこと。

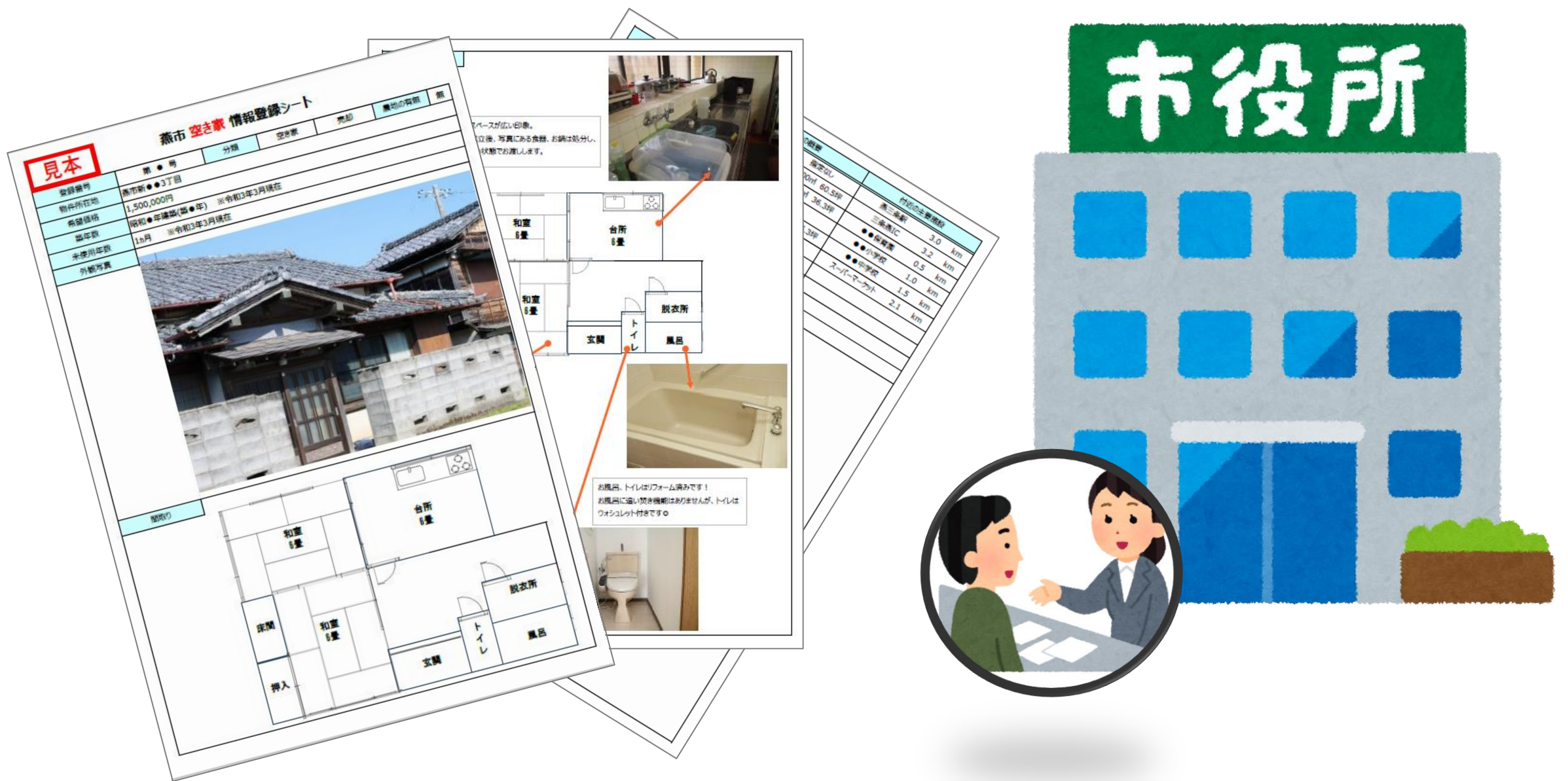
どんなことでも構いません。お家に関する内容を話し合い、記録しましょう。

家系図

燕市 空き家・空き地活用バンク

燕市「空き家・空き地活用バンク」をご存じですか？

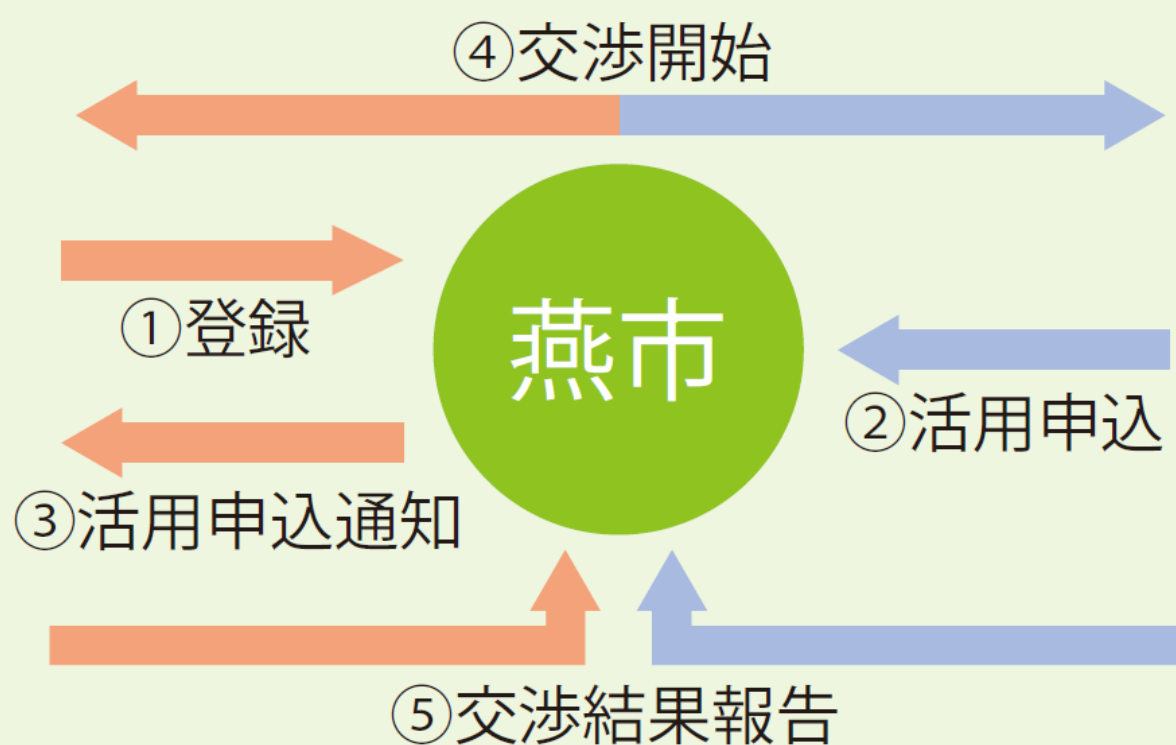
ご近所の**不動産屋と並行して、空き家バンクにも登録できます！**
一人でも多くの方の目に触れるよう、周知しましょう！



ご利用の手順

情報登録者

活用希望者



売りたい、貸したいを掲載します。
燕市 空き家・空き地活用バンク

登録無料！
登録申込書を提出するだけ！
内容変更、掲載取り止めいつでもOK！





皆さまのお家が、いつまでも大切にされますように。



作 成・お問合せ先

燕市都市計画課空き家等対策推進室

新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL:0256-77-8264

Mail:akiya@city.tsubame.lg.jp